

鹿 児 島 県 公 報

平成26年10月24日（金）第3054号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止 (自然保護課取扱い) 2
- 休猟区の指定 (※) (自然保護課取扱い) 2
- 特定猟具使用禁止区域の指定 (※) (自然保護課取扱い) 3
- 漁船保険付保義務発生 (2件) (水産振興課取扱い) 4
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (2件) (水産振興課取扱い) 4
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 5

公

告

- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 5
- 開発行為に関する工事の完了公告 (2件) (建築課取扱い) 5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1015 号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8388	平成26年 10月15日	映 画	若妻 むっちりした肉体	新東宝映画	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
8389			スチュワーデスの姉妹 完熟肢体	新日本映像		
8390			露出願望 見られたい人妻	オーピー映画		
8391			真昼の切り裂き魔	新東宝映画		
8392			和服貞淑妻 襦袢を濡らす	新日本映像		
8393			純愛不倫 恍惚のくちづけ	オーピー映画		
8394			凌辱 白衣を剥ぐ	新東宝映画		
8395			変態本番 炎の女体鑑定人	新東宝映画		
8396			女子トイレ エッチな密室	オーピー映画		

鹿 児 島 県 告 示 第 1016 号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24987	平成26年 10月15日	雑 誌	恋愛白書パステル 11月号 19625-11	宙出版	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24988			恋愛天国パラダイス 11月号 09675-11	竹書房		
24989			恋愛チェリーピンク 11月号 17744-11	秋田書店		
24990			BOY'S ビアス 11月号 18161-11	マガジン・マガジン		
24991			完熟ものがたり vol.19 03948-10	茜新社		
24992			COMIC 快樂天 11月号 13877-11	ワニマガジン社		
24993			コミック ホットミルク 11月号 13941-11	コアマガジン		
24994			COMIC ポプリアラブ 11月号 13759-11	マックス		

鹿児島県告示第1017号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 捕獲等を禁止する狩猟鳥獣の種類
ヤマシギ
- 2 捕獲等を禁止する区域
奄美市及び大島郡一円
- 3 捕獲等を禁止する期間
平成26年11月1日から平成36年10月31日まで

鹿児島県告示第1018号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定する。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間
下甑東部休猟区	薩摩川内市下甑町手打地内における手打湾の海岸線と長川左岸との交点を起点とし、同点から同川左岸を同川左岸と県道手打藺牟田港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と薩摩川内市道手打片野浦線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道長浜手打港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と薩摩川内市道片野浦青瀬線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と薩摩川内市道西部1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道長浜手打港線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と航空自衛隊下甑島分屯基地専用道路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同道路を同道路と薩摩川内市道長	平成26年 11月1日 から平成 29年10月 31日まで

<p>浜内川内線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と薩摩川内市下甑町民有林42林班，43林班，44林班と同民有林54林班，53林班，52林班，50林班の林班界との交点方向へ進み同点に至り，同点から同林班界を同林班界と薩摩川内市下甑町と同市鹿島町の境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線とにぎりが浦の海岸線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同海岸線を尾山の鼻，長浜崎，瀬尾崎，津口鼻を経て起点方向に進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>

鹿児島県告示第1019号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により，次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
小湊干拓特定猟具使用禁止区域	南さつま市小湊地内における遠田川左岸と国道226号との交点を起点とし，同点から同国道を同国道と旧加世田市と旧大浦町との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と海岸線との交点方向へ進み同点に至り，同点から海岸線を海岸線と遠田川左岸との交点方向へ進み同点に至り，同点から同川左岸を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成26年 11月1日 から平成 36年10月 31日まで	銃器
益山特定猟具使用禁止区域	南さつま市益山地内における南さつま市道本町山村線と県道鹿児島加世田線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道と旧加世田市と旧金峰町との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と国道270号との交点方向へ進み同点に至り，同点から同国道を同国道と南さつま市道村原陣上線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と南さつま市道本町山村線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成26年 11月1日 から平成 36年10月 31日まで	銃器
さえずりの森周辺部特定猟具使用禁止区域	始良市加治木町高井田地内における始良市林道高井田線と始良市道竜門司坂線との交点を起点とし，同点から同市道を同市道と始良市民有林24林班のエ準林班とオ準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同林班のエ準林班，オ準林班及びキ準林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同林班のオ準林班とキ準林班との境界線を同境界線と同林班のカ準林班とキ準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と同林班と同民有林2林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同林班，同民有林23林班，24林	平成26年 11月1日 から平成 36年10月 31日まで	銃器

	<p>班及び25林班の四方界方向へ進み同四方界に至り，同四方界から同民有林2林班と23林班との境界線を同民有林2林班のク準林班並びに同民有林23林班のア準林班及びイ準林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同林班のア準林班とイ準林班との境界線を同林班のア準林班，イ準林班及びソ準林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同林班のア準林班とソ準林班との境界線を同境界線と始良市林道丸岡線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同林道を同林道と始良市道川床線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と始良市道毛上・堤水流線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と始良市道毛上中線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と始良市林道高井田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同林道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>		
<p>鹿屋中央特定猟具使用禁止区域</p>	<p>鹿屋市西大手町地内における国道504号と国道269号との交点を起点とし，同点から国道269号を同国道と鹿屋市道西原郷之原線との交点方向に進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道鹿屋環状線との交点方向に進み同点に至り，同点から同県道を同県道と国道220号との交点方向に進み同点に至り，同点から同国道を同国道と鹿屋市道樋渡外園線との交点方向に進み同点に至り，同点から同市道を同市道と国道504号との交点方向に進み同点に至り，同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	<p>平成26年11月1日から平成36年10月31日まで</p>	<p>銃器</p>

鹿児島県告示第1020号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，出水加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1021号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，瀬戸内加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1022号

阿久根市西目5647番地3 猿樂敦及び阿久根市西目6956番地 猿樂憲治からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は，同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 阿久根市西目区域（阿久根市大字西目の地区）
- 2 区分 主として磯建網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1023号

いちき串木野市西島平町31番地 石野一夫及びいちき串木野市緑町31番地2 勝田賢二からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 いちき串木野市島平区域（串木野市島平漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてはえ縄漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1024号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 公共測量（平成26年度桜島土砂変動量調査解析業務）
- 2 作業の期間 平成26年10月6日から平成27年2月27日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市桜島

公 告

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により薩摩川内市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成26年10月24日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス御陵下店・ほっともっと川内高校前店
薩摩川内市御陵下町字住連木201番3 外5筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成26年5月27日
- 3 意見の概要
変更事項にあたっては、関係法令等の遵守はもちろん、来店客や店舗敷地周辺地域の交通安全や騒音等の対策に万全を期し、周辺住民の良好な生活環境の維持に努めること。
また、周辺住民から苦情等が出された場合は、誠意をもって対処し解決すること。
.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（1工区）

鹿屋市新川町909番，910番，911番，912番，913番，914番，915番，916番，917番，918番の一部，919番の一部，920番1，920番2，921番，922番，923番，924番，925番1，925番2，1071番2，1072番2，1072番3，1073番の一部，1074番2，6079番1の一部，6079番2の一部，6081番1の一部，6084番，6084番1，6085番3の一部，6086番2，6088番3の一部，6088番4の一部，6132番2，6136番2，6140番，6140番1，6142番1，6142番2及び6085番3地先水路の一部

- 2 公共施設の種類，位置及び区域

水路 鹿屋市新川町6132番2の一部及び6085番3地先水路の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

鹿屋市新川町6081番地1
社会医療法人鹿児島愛心会
理事長 鈴木隆夫

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

平成26年10月24日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（1工区）

薩摩川内市川永野町字小奈多平6922番31の一部，6922番32，6922番33，6922番34の一部，6922番35の一部，6922番36の一部，6922番37，6922番38，6922番39，6922番40，6922番41の一部，6922番42の一部，6922番43の一部，6922番45の一部，6922番75の一部，6924番11の一部，6925番9の一部及び6925番10の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

薩摩川内市神田町1番22号
公益財団法人鹿児島県環境整備公社
理事長 布袋嘉之